

# 奈良市屋外広告物条例 第2種禁止地域 / 第3種禁止地域 / 第4種禁止地域

## 一般基準

項目	基準	解説 No.																																																																					
美観上の基準	・周辺環境に調和した形態、意匠、色彩とすること	①-1																																																																					
	・屋外広告物は、その効果の限度においてなるべく小さくし、切り文字形式とするなどにより、建築物と一体化を図ること	①-2																																																																					
	・照明設備を設置する場合は、周辺環境に配慮し、過剰な照明は設置しないこと	①-3																																																																					
	・夜間照明を目的とするイルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、点滅速度は緩やかなものとし、サーチライトは使用しないこと	①-4																																																																					
	・点滅式照明や可動式照明（警告用を除く）は設置しないこと	①-5																																																																					
	・特定商品名のみを表示するものでないこと 特定商品名を表示する場合は、その面積は、表示面ごとに表示面積の1/3以下	①-6																																																																					
	・道路境界線を超えて表示又は設置しないこと	①-7																																																																					
	・写真等を表示する場合は、その面積は、表示面ごとに表示面積の30%以下	①-8																																																																					
	・表示面積に対する余白の面積割合は、表示面ごとに30%以上（のぼり、立看板、はり札、はり紙を除く）	①-9																																																																					
	・屋根には直接ペンキ等で表示しないこと	①-11																																																																					
	危害防止の基準	・容易に腐朽し、又は破損しない構造であること	①-12																																																																				
・設置の方法が不完全で、風、雪、雨又は振動により倒壊し、又は落下しないよう堅固に設置すること		①-13																																																																					
・信号機又は道路標識の効用を妨げないこと		①-14																																																																					
・一般交通の用に供する道路上に表示又は設置しないこと		①-15																																																																					
色彩の基準	・次の範囲内の色彩であること	①-16																																																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R系</td> <td>0.0R以上 10.0R未満</td> <td>7.0以下</td> </tr> <tr> <td>YR系</td> <td>0.0YR以上 10.0YR未満</td> <td>7.0以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>0.0Y以上 10.0Y未満</td> <td>7.0以下</td> </tr> <tr> <td>GY系</td> <td>0.0GY以上 10.0GY未満</td> <td>7.0以下</td> </tr> <tr> <td>G系</td> <td>0.0G以上 10.0G未満</td> <td>7.0以下</td> </tr> <tr> <td>BG系</td> <td>0.0BG以上 10.0BG未満</td> <td>7.0以下</td> </tr> <tr> <td>B系</td> <td>0.0B以上 10.0B未満</td> <td>7.0以下</td> </tr> <tr> <td>PB系</td> <td>0.0PB以上 10.0PB未満</td> <td>7.0以下</td> </tr> <tr> <td>P系</td> <td>0.0P以上 10.0P未満</td> <td>7.0以下</td> </tr> <tr> <td>RP系</td> <td>0.0RP以上 10.0RP未満</td> <td>7.0以下</td> </tr> <tr> <td>N系（無彩色）</td> <td>制限なし</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>R系</td> <td>0.0R以上 10.0R未満</td> <td>制限なし</td> </tr> <tr> <td>YR系</td> <td>0.0YR以上 10.0YR未満</td> <td>制限なし</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>0.0Y以上 10.0Y未満</td> <td>制限なし</td> </tr> <tr> <td>GY系</td> <td>0.0GY以上 10.0GY未満</td> <td>制限なし</td> </tr> <tr> <td>G系</td> <td>0.0G以上 10.0G未満</td> <td>制限なし</td> </tr> <tr> <td>BG系</td> <td>0.0BG以上 10.0BG未満</td> <td>制限なし</td> </tr> <tr> <td>B系</td> <td>0.0B以上 10.0B未満</td> <td>制限なし</td> </tr> <tr> <td>PB系</td> <td>0.0PB以上 10.0PB未満</td> <td>制限なし</td> </tr> <tr> <td>P系</td> <td>0.0P以上 10.0P未満</td> <td>制限なし</td> </tr> <tr> <td>RP系</td> <td>0.0RP以上 10.0RP未満</td> <td>制限なし</td> </tr> <tr> <td>N系（無彩色）</td> <td>制限なし</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	R系	0.0R以上 10.0R未満	7.0以下	YR系	0.0YR以上 10.0YR未満	7.0以下	Y系	0.0Y以上 10.0Y未満	7.0以下	GY系	0.0GY以上 10.0GY未満	7.0以下	G系	0.0G以上 10.0G未満	7.0以下	BG系	0.0BG以上 10.0BG未満	7.0以下	B系	0.0B以上 10.0B未満	7.0以下	PB系	0.0PB以上 10.0PB未満	7.0以下	P系	0.0P以上 10.0P未満	7.0以下	RP系	0.0RP以上 10.0RP未満	7.0以下	N系（無彩色）	制限なし	—	R系	0.0R以上 10.0R未満	制限なし	YR系	0.0YR以上 10.0YR未満	制限なし	Y系	0.0Y以上 10.0Y未満	制限なし	GY系	0.0GY以上 10.0GY未満	制限なし	G系	0.0G以上 10.0G未満	制限なし	BG系	0.0BG以上 10.0BG未満	制限なし	B系	0.0B以上 10.0B未満	制限なし	PB系	0.0PB以上 10.0PB未満	制限なし	P系	0.0P以上 10.0P未満	制限なし	RP系	0.0RP以上 10.0RP未満	制限なし	N系（無彩色）	制限なし	—
	色相		明度	彩度																																																																			
	R系		0.0R以上 10.0R未満	7.0以下																																																																			
	YR系		0.0YR以上 10.0YR未満	7.0以下																																																																			
	Y系		0.0Y以上 10.0Y未満	7.0以下																																																																			
	GY系		0.0GY以上 10.0GY未満	7.0以下																																																																			
	G系		0.0G以上 10.0G未満	7.0以下																																																																			
	BG系		0.0BG以上 10.0BG未満	7.0以下																																																																			
	B系		0.0B以上 10.0B未満	7.0以下																																																																			
	PB系		0.0PB以上 10.0PB未満	7.0以下																																																																			
	P系		0.0P以上 10.0P未満	7.0以下																																																																			
	RP系		0.0RP以上 10.0RP未満	7.0以下																																																																			
	N系（無彩色）		制限なし	—																																																																			
	R系		0.0R以上 10.0R未満	制限なし																																																																			
	YR系		0.0YR以上 10.0YR未満	制限なし																																																																			
	Y系		0.0Y以上 10.0Y未満	制限なし																																																																			
	GY系		0.0GY以上 10.0GY未満	制限なし																																																																			
	G系		0.0G以上 10.0G未満	制限なし																																																																			
	BG系		0.0BG以上 10.0BG未満	制限なし																																																																			
	B系		0.0B以上 10.0B未満	制限なし																																																																			
	PB系		0.0PB以上 10.0PB未満	制限なし																																																																			
	P系		0.0P以上 10.0P未満	制限なし																																																																			
	RP系		0.0RP以上 10.0RP未満	制限なし																																																																			
	N系（無彩色）		制限なし	—																																																																			
	・次の(1)及び(2)のいずれにも該当する場合は、(3)に示す高彩度色を使用できる		①-17																																																																				
	(1) 高彩度色の面積の合計は、表示面ごとに表示面積の20%以下																																																																						
(2) 表示する高彩度色の数は、表示面ごとに2色以下																																																																							
(3) 高彩度色は、次の範囲の色彩とする																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>地色</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>R,YR</td> <td>制限なし</td> <td>12.0以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>Y,GY,G,B,PB,P,RP</td> <td>制限なし</td> <td>10.0以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>BG</td> <td>制限なし</td> <td>9.0以下</td> </tr> <tr> <th>文字色等</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> <tr> <td></td> <td>R,YR</td> <td>制限なし</td> <td>14.0以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>Y,RP</td> <td>制限なし</td> <td>12.0以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>GY,G,BG,B,PB,P</td> <td>制限なし</td> <td>10.0以下</td> </tr> </tbody> </table>	地色	色相	明度	彩度		R,YR	制限なし	12.0以下		Y,GY,G,B,PB,P,RP	制限なし	10.0以下		BG	制限なし	9.0以下	文字色等	色相	明度	彩度		R,YR	制限なし	14.0以下		Y,RP	制限なし	12.0以下		GY,G,BG,B,PB,P	制限なし	10.0以下																																							
地色	色相	明度	彩度																																																																				
	R,YR	制限なし	12.0以下																																																																				
	Y,GY,G,B,PB,P,RP	制限なし	10.0以下																																																																				
	BG	制限なし	9.0以下																																																																				
文字色等	色相	明度	彩度																																																																				
	R,YR	制限なし	14.0以下																																																																				
	Y,RP	制限なし	12.0以下																																																																				
	GY,G,BG,B,PB,P	制限なし	10.0以下																																																																				
・配色調和に配慮すること	①-18																																																																						
・木、石、布等の自然素材を使用する場合は、上記の数値によらない ただし、周辺の景観に調和する色彩を用いること	①-19																																																																						

※ 各基準は奈良市景観ガイドライン（広告物編）の抜粋です。

基準の詳細や解説については、奈良市ホームページをご確認ください。

## 面積基準

禁止地域の種別	テナントごとの屋外広告物の表示面積の合計	屋外広告物ごとの表示面積
第1種禁止地域	5㎡以下	3㎡以下
第2種禁止地域	7㎡以下	4㎡以下
第3種禁止地域	10㎡以下	6㎡以下
第4種禁止地域	—	10㎡以下

※ 禁止地域は、自己用広告物で上表の表示面積以下でないと表示・設置できません。

## 種類別基準

種類及び項目	基準	解説 No.		
屋上広告物	表示・設置	・表示又は設置しないこと ②-1-ア		
壁面広告物	面積・規模等	・壁面広告物の表示面積の合計は、当該壁面の立面積の1/5以下 ②-2-ア		
	数量	・同一壁面において、1つのテナントが表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ②-2-イ		
	その他	・突き出し形式は、表示又は設置しないこと ②-2-ウ		
		・建築物の開口部と外壁にまたがる壁面広告は、表示しないこと ②-2-エ		
塀及び垣 広告物	高さ	・高さは、塀及び垣の上端を超えないこと ②-3-ア		
		面積・規模等	・塀及び垣広告物の表示面積の合計は、当該塀及び垣面の立面積の1/5以下 ②-3-イ	
	数量	・同一塀及び垣面において、1つのテナントが表示する塀及び垣広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ②-3-ウ		
		その他	・古い土塀には掲げないこと ②-3-エ	
	広告塔・ 広告板	広告塔	高さ	・地上から広告塔の上端までの高さは、6m以下 ②-4-イ
			数量	・広告塔又はその掲出物件の数は、テナントごとに1以下 ②-4-エ
		広告板	高さ	・地上から広告板の上端までの高さは、5m以下 ②-4-オ
			自立し、移動可能な広告板	・広告板の大きさは、全高は1.8m以下、全幅は1.2m以下 ②-4-キ
	共通	色彩	・第2種禁止地域及び歴史的景観形成重点地区においては、支柱、枠、板面の裏等の色彩は、5.0YR 20/1.5程度 ②-4-コ	
		その他	・板面は単純な形状であること ②-4-ス ・可変表示式屋外広告物（デジタルサイネージ）は、別に定める基準によること 89ページ	
電柱広告物	表示・設置	・表示又は設置しないこと ②-5-ア		
アーチ広告物	表示・設置	・表示又は設置しないこと ②-6-ア		
気球広告物	表示・設置	・表示又は設置しないこと ②-7-ア		
広告幕	共通	面積・規模等	・第4種禁止地域においては、広告幕の表示面積の合計は、テナントごとに12㎡以下 ②-8-ア	
		その他	・横断幕は、繁華街においてのみ掲げること ②-8-イ ・懸垂幕及び横断幕の外周には、風圧に耐えられるように適当な太さのロープを入れること	
	のぼり	面積・規模等	・のぼりの全高は、2m以下 ②-8-ウ	
立看板	面積・規模等	・立看板ごとの表示面の大きさは、縦は1.8m以下、横は0.9m以下 ②-9		
		・脚部の長さは、0.5m以下		
はり り 紙 札	はり札	面積・規模等	・はり札ごとの表示面積は、0.5㎡以下 ②-10	
	はり紙	面積・規模等	・はり紙ごとの表示面積は、1㎡未満 ただし、掲示板等のはり紙の表示を目的とする物件に表示する場合は、この限りでない	